



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 7 7 号 令和 7 年 1 0 月 7 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 1 3	肥料の登録の有効期間を更新した件	みどり戦略推進課
5 1 4	道路の区域を変更する件	高規格道路課
5 1 5	道路の供用を開始する件	同
5 1 6	同	同
5 1 7	土砂災害警戒区域を指定する件	砂防防災課
5 1 8	土砂災害特別警戒区域を指定する件	同

徳島県告示第五百十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和七年十月七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第四六二号	混合有機質肥料	東榮混合有機質 肥料五号	窒素全量 五・〇 りん酸全量 五・〇	公定規格の定め のとおり	株式会社東肥糧製造所 勝浦郡勝浦町大字沼江字元山二番地の二	令和十二年七月二日
徳島県 第四五三号	配合肥料	M K二〇七	窒素全量 二・〇 りん酸全量 一〇・〇 加里全量 七・〇	同	イノチオプラントケア株式会社 愛知県豊橋市若松町字若松一四六番地	同 九日

徳島県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路 線 名				区 間		新 旧 の 別		敷 地 の 幅 員 （メートル）		延 長 （メートル）	
四三八号				徳島市上八万町西地八三六番地 先から		旧	五・八〇二〇・八		一、八三〇・〇	一、八三〇・〇	三〇四・二
				名東郡佐那河内村下字庵谷一四番一六地先まで			七・五〇三七・〇				
				徳島市上八万町南山一六四番一 地先から			八・五〇二六・七				
				名東郡佐那河内村下字一ノ瀬三番一 地先まで			九・〇〇一四・〇				
				同			六				
				名東郡佐那河内村下字一ノ瀬六 五番二地先から			五・八〇三八・〇				
				徳島市上八万町西地八三六番地 先から			七・五〇三八・〇				
				徳島市上八万町南山一六四番一 地先から		新	一、三八五・五		三〇四・二	三〇四・二	
名東郡佐那河内村下字庵谷一四番一六地先まで		五・八〇三八・〇									
徳島市上八万町西地八三六番地 先から		七・五〇三八・〇									
名東郡佐那河内村下字一ノ瀬三番一 地先まで		九・〇〇一四・〇									
同		六									
名東郡佐那河内村下字一ノ瀬六 五番二地先から		五・八〇三八・〇									
徳島市上八万町西地八三六番地 先から		七・五〇三八・〇									

名東郡佐那河内村下字一ノ瀬六 五番一地先から 同 六番四地先まで	六	九・〇〽一四・〇	四三・〇
名東郡佐那河内村下字一ノ瀬四 五番一地先から 同 七番二地先まで	三	七・四〽九・九	二三・七

徳島県告示第五百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
四三八号	名東郡佐那河内村下字一ノ瀬八五番一地先から 同 字庵 谷一四番一六地先まで	四四四・〇	令和七年十月七日

徳島県告示第五百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 2	阿南勝浦	阿南市下大野町渡り上り六八 三番一地先から 同 六三 一番地先まで	一三三六・一	令和七年十月七日

徳島県告示第五百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和七年十月七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
徳島市	片志	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	小倉	同	
	宇和山西山谷	土石流	
鳴門市	竹島	急傾斜地の崩壊	
	高砂・1	同	
	高砂・2	同	
	川筋・1	同	
	山田	同	
	花面	同	
	樋殿谷・1	同	
	木津谷・1	土石流	
	上代谷	同	
	長田谷・1	同	
	長田谷・2	同	
	山ノ下谷	同	
	樋殿谷・1	同	
	樋殿谷・2	同	
	浄土寺谷	同	
	西平草谷	同	
小松島市	櫛のべ	急傾斜地の崩壊	
阿南市	櫛のべ	同	
勝浦町	研谷	同	
	口立川	同	
	城ヶ鼻谷	土石流	
上勝町	東戸越	急傾斜地の崩壊	
	寺内谷	土石流	
神山町	長谷	急傾斜地の崩壊	
	井ノ谷谷	土石流	
	本上角谷	同	
	本上角谷	同	
	本上角谷	同	
板野町	芦谷	同	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに係する徳島

県東部県土整備局及び徳島県南部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。
(

徳島県告示第五百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和七年十月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
徳島市	片志	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	小倉	同	
	宇和山西山谷	土石流	
鳴門市	竹島	急傾斜地の崩壊	
	高砂 ¹	同	
	高砂 ²	同	
	川筋 ¹	同	
	山田	同	
	花面	同	
	樋殿谷 ¹	同	
	木津谷 ¹	土石流	
	上代谷	同	
	長田谷 ¹	同	
	長田谷 ²	同	
	山ノ下谷	同	
	樋殿谷 ¹	同	
	樋殿谷 ²	同	
	浄土寺谷	同	
	西平草谷	同	
小松島市	櫛のべ	急傾斜地の崩壊	
阿南市	櫛のべ	同	
勝浦町	研谷	同	
	口立川	同	
	城ヶ鼻谷	土石流	
上勝町	東戸越	急傾斜地の崩壊	
	寺内谷	土石流	
神山町	長谷	急傾斜地の崩壊	
	井ノ谷谷	土石流	
	本上角谷	同	
	本上角谷	同	

板野町	本上角谷	同
芦谷	同	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに関係する徳島県東部県土整備局及び徳島県南部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）